

研究会資料電子化検討 WG 運営要綱

(役 割)

第1条 研究会資料電子化検討WG(以下、本WGという)は研究調査会議の指示・管理のもと、研究会資料の電子化に向けた具体的な検討等を行う。

(検討事項)

第2条 本WGは下記項目について検討等を行い、その結果を研究調査会議へ報告する。

1. 研究会資料電子化に向けた調査(現状のシステムやアンケート結果等)
2. 研究会資料電子化に向けた具体的な方策の検討
3. 研究会資料電子化に向けたシステム改修の仕様書作成
4. 研究会システム改修完了後の検収
5. その他電子化に関連する事項

(構 成)

第3条 WGの構成は次による。

主 査	研究調査会議議長
幹 事	研究調査会議幹事
委 員	各部門より2名まで(産業界、大学などの研究教育機関からそれぞれ1名)、 および専務理事

2. 主査が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させることができる。
3. 委員は研究調査会議が選定する。

(任 期)

第4条 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで。必要に応じて延長することがある。

(交 替)

第5条 委員を任期途中で交替する場合には、研究調査会議の承認を得ることとする。

(開 催)

第6条 原則として4回/年。その他、必要に応じて主査が招集し開催する。開催後は検討結果等を研究調査会議へ報告する。

(解 散)

第7条 研究会資料電子化が本運用となり、研究調査会議が解散と認めた場合に解散する。

(運 営)

第8条 幹事は、主査を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。

2. 議事録は幹事が作成し、次の開催時に確認の後、事務局で保管する。

(事 務)

第9条 事務局は電気学会事業サービス課とする。

(付則)

1. 平成30年10月26日、研究調査会議にて承認制定
2. 平成31年2月5日、研究調査会議にて一部修正